

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年9月9日 午後1時39分～午後2時10分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 19名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

4. 閉 会

出席委員（19名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 野 田 一 徳
3番 永 江 三 夫
5番 河 野 和 夫
7番 河 野 順 大
9番 岡 田 佳 子
11番 松 藤 忠
13番 長 岡 直 行
15番 北 原 喜 博
17番 前 原 新
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2番 日 高 徳 久
4番 江 寄 徳 光
6番 中 村 正 治
8番 加 藤 和 己
10番 木 下 正 信
12番 東 政 一
14番 倉 吉 大 作
16番 田 崎 明
18番 松 尾 京 子

欠席委員（0名）

出席推進委員（18名）

座席番号 氏 名

21番 藤 木 茂 光
23番 高 尾 芳 樹
25番 山 下 勝 敏
27番 大 塚 郁 久
29番 松 尾 一 則
31番 坂 梨 正 充
33番 山 下 信 介
36番 平 木 啓 喜
38番 宮 崎 和 道

座席番号 氏 名

22番 井 上 正 光
24番 境 秀 作
26番 釘 嶋 房 男
28番 上 原 充
30番 柿 原 一 典
32番 河 野 通 成
35番 野 中 勝 吉
37番 渡 邊 哲 司
39番 坂 口 昌 義

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局 田 中 砂 希

午後1時39分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和4年9月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

推進委員は、18名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号5番河野和夫委員、同じく6番中村正治委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の田中砂希君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言におきましては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

申請書の申出内容及び現地を確認しましたが、地元推進委員としては問題ないと思われま
すので、皆様方の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何
か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第20号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定
いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり
です。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（山下）

贈与地に関しては、2人で見に行きまして、問題はないと確認しました。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何
か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第20号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

この案件を問題なしと確認しました。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第20号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（岡）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、贈与となっております。以上でございます。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

先日から提出されました書類並びに現地確認をもって、特に問題はないと思いますので、皆様の審議をよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第20号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に物置・駐車場を確保するために転用するものです。

東は宅地、西は雑種地、北は自己所有の田、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。また、この農地については管理上の問題がありましたので、顛末書を添付して提出していただいております。

水利関係は、水利委員及び地元区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、水路に放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○23番（高尾）

ただいま御説明いただきました内容については、提出いただきました資料と現地を確認しまして、何ら問題ないことを確認しております。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

9月2日に現地に行きましたけれども、確認いたしまして別に問題ないと思いましたので、よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第21号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

用途地域である第三種農地に3区画の宅地分譲をするために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北は道路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、水利委員、地元区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、水路へ放流します。雨水排水は水路へ放流します。西側道路の幅員が現在4メートル未満であります。4メートル以上になるよう、寄附をするとい

うことで建設課の許可を取っております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

去る9月2日に地元委員と農地委員、事務局立会いのもとに、関係書類と現地確認しました。特に問題ないと思われますので、皆さんの慎重審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

これも2日に現地に行きましたけれども、別に問題ないと思います。よろしく願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。用途地域である第三種農地に住宅を建設するために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北及び南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は公共下水道に放流し、雨水排水については側溝に放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○22番（井上）

申請書類並びに現地確認いたしました。問題ないということで、皆さんの審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員長（岡田）

これも当日現地に行きましたけれども、別に説明によると問題ないと思います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

用途地域である第三種農地に事業用駐車場を建設するものです。

東は道路、西も道路、北及び南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、水利委員及び地元行政区長、農区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○22番（井上）

この案件につきましては、書類並びに現地確認を行いまして問題ないと思います。御審議

のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員長（岡田）

これも2日に現地に行きました。自動車用倉庫、駐車場が狭いということで、自動車置場にされるそうですので問題ないと思います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に住宅を建築するために転用するものです。

東は道路、西及び北は譲渡人所有の畑、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、側溝へ放流します。

雨水排水についても、側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○33番（山下）

9月2日に現地を見に行きましたけれども、問題はないと思われれます。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員長（岡田）

これも当日現地に行きましたけれども、別に自宅用の住宅ということで問題ないと思います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（岡）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に住宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「既存敷地の拡張」を適用しております。

東は宅地及び道路、西は田、北は宅地、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、水利委員及び地元区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、水路へ放流します。雨水についても水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○24番（境）

9月2日、現地を見てきましたけれども、何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくお

願います。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を願います。

○農地委員長（岡田）

これも9月2日に現地を見に行きましたけれども、自分たちの住まいということなので、別に問題ないと思います。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第22号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第23号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田170万5,549平方メートル、畑1万6,843平方メートル、合計172万2,392平方メートルで、件数は249件、筆数は891筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書78ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構への売渡しが1件となっております。内容につきましては、79ページに各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

7ページ番号2番及び8ページ番号5番から11番の譲受人は新規に農業を始められる方でございます。農政委員会で面談を行っていただいておりますので、報告をお願いします。

○15番（北原）

8月24日、農業委員会事務局において、農政委員2人、それから地元委員3人でお二人の方と面談いたしました。お二人とも経験、それから所有の道具、指導者、全てそろっており、今後の地域の農業を担っていただける方と判断いたしまして、非常に勇気をもらったようなお二人でございましたので、皆さんの御審議をよろしく願います。農政委員としてはぜひ就農していただきたいと思っております。

○議長（徳永）

ただいま議案第23号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

なお、誰が新規就農者なのかという判断がなかなか見た目的に分からないこともあるかとは思いますが、譲受人の農地がゼロの場合、法人に貸してあるときもそういった5反未満のときもございまして、ゼロの場合とかが新規就農者という、いろいろあります。事前に皆さんで議案書を見られるときに、ここはゼロだけれど大丈夫かなというところで、気をつけて議案書を見ていただければいいかなと思います。

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第23号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（岡）

報告事項、第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、宅地分譲のた

めの市街化区域の転用届出が1件出されております。

8月18日に地元委員と事務局で現地を確認して問題なしと判断しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（岡）

報告事項、第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借の解約が34件提出されています。内訳については、自作2件、設定30件、転用2件です。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時10分 閉会